

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	社会福祉法		法令番号	昭和 26 年法律第 45 号		
不利益処分の種類	社会福祉事業経営者の許可取消等(2)		根拠条項	第 72 条第 2 項		
処分基準	<p>社会福祉事業を営業者に対し、社会福祉事業を営業者することを制限し、その停止を命じ、又は社会福祉事業経営の許可を取り消す場合は、社会福祉法第 7 2 条第 2 項に規定されている事由による。</p> <p>1 第 7 7 条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に違反していること。</p> <p>2 第 7 9 条（誇大広告の禁止）の規定に違反していること</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 こども家庭課	交付機関 こども家庭課	目次 No.	3 9